

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 15 条第 6 項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

1. 取り組み状況について

①女性の職業選択に資する情報を公表（平成 29 年 7 月）

②休暇の取得の促進（平成 29 年 6 月、平成 30 年 1 月）

③女性職員のスキルアップ研修

- ・ 人事評価研修 1 名
- ・ e ラーニング研修「法制執務入門（基礎）」 2 名
- ・ 係長研修 1 名
- ・ 情報発信能力向上研修～SNS 活用術～ 3 名
- ・ 実習で学ぶプレゼンテーション研修 1 名
- ・ 秘書担当職員実務研修 1 名
- ・ 新任課長級職員研修 1 名
- ・ 契約事務研修 1 名
- ・ レジリエンス力向上研修 1 名
- ・ 女性のキャリア形成セミナー 2 名
- ・ 女性のフォローアップセミナー 1 名

2. 数値目標の達成状況について

項目	実績 (平成 29 年度)	目標 (平成 32 年度)	備考
全職員に占める女性職員の割合	41.9%	45%	4 月 1 日現在
管理職（課長補佐級以上）にある職員に占める女性職員の割合	8.6%	15.0%以上	4 月 1 日現在で、一般職のうち単労職・教育職を除く
係長級にある職員に占める女性職員の割合	38.6%	35.0%以上	4 月 1 日現在で、一般職のうち単労職・教育職を除く
職員一人当たりの年次有給休暇取得日数	11.1 日 (平成 29 年)	14.0 日以上 (平成 32 年)	